

【通年実施】瀬戸市職員採用試験
＜カムバック採用＞

募集要項

瀬戸市で一定期間の勤務実績があり、結婚、出産、育児、介護、転職などの事情により一度退職された方を対象として、即戦力として再採用する試験を行います。

1 募集職種及び受験資格

募集職種	全職種（ただし、労務職を除く。）※1
年 齢	採用予定日時点で59歳以下の方
実務経験	瀬戸市職員として5年以上の実務経験※2を有する方

※1 欠員状況等により、職種によっては選考を実施しない場合があります。お申込みいただく場合は、「問い合わせ先」にご連絡ください。

※2 休職、停職及び育児休業その他の休業期間を除くほか、会計年度任用職員、任期付職員、非常勤特別職員として勤務した期間を除く。

備考

- ① 上記受験資格を満たさない場合は、採用されず、採用候補者名簿の登録を抹消します。
- ② 申込内容の記載事項に不正があったときは、合格を取り消す場合があります。
- ③ 保育職については、別紙「こども性暴力防止法に基づく採用条件」をご確認ください。
- ④ 消防職以外については、日本国籍を有しない方も受験できますが、採用後は公権力の行使又は意思決定の形成への参画に携わる職に就けない場合があります。
- ⑤ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。

2 採用予定人数

各職種 若干名

3 採用予定日

随時採用

(採用日は応募者と相談の上で決定します。)

4 試験内容

試 験	内 容
第 1 次試験	書類選考※
第 2 次試験	個人面接

※ 受験申込内容及び在職時における人事考課結果等による選考を行います。

5 試験日程

応募者と調整の上、随時実施します。

6 申込方法

申込方法	1. 次の専用サイト（パブリックコネクト）へアクセスし、会員登録を行ってください。なお、既に登録済みの方は不要です。 https://public-connect.jp/employer/2384 2. マイページの「プロフィール編集」へ進み、基本情報、職歴・学歴等を登録してください。 3. 次のURLへアクセスし、エントリーをしてください。 https://public-connect.jp/job-test/18183 (右のQRコードからもアクセスできます)
注意事項	1. 「@public-connect.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう設定してください。 2. やむを得ない事情でインターネット申込が困難な場合は、人事課まで電話でお問い合わせください。
受験票の作成	受験票は、エントリー完了後次の手順で確認することができます。試験当日は、スマートフォン等で受験票画面を表示し、受付に提示してください。なお、受験票を印刷し持参いただいても構いません。 [パブリックコネクトログイン] → [マイページ] → [エントリー一覧] → [受験票]



7 勤務条件、給与等

職 位	原則として退職時の職位と同じとします。
給 料	原則として退職時の級及び号給をもとに、退職後の職務経験等を勘案して決定します。
手 当	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等
勤 務 条 件	基本的には次のとおりです。ただし、勤務場所や交替制勤務等の勤務形態によっては異なります。また、勤務時間外及び休日に勤務する場合があります。 ア 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 令和8年10月1日から窓口・電話受付時間が午前9時から午後4時までに変更になります。 イ 休日・休暇 ・ 休日 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで） ・ 休暇 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（服喪休暇、夏季休暇等） ウ ライフ・ワーク・バランスに関する取り組み ・ 全庁的に毎週水曜日は「ノー残業デー」として、時間外勤務を行わない日としています。 ・ 所属別に月に1回「ライフ・ワーク・バランスデー」として、「ノー残業デー」とは別に時間外勤務を行わない日を設けています。

8 その他

- (1) 天候悪化等に伴い試験を中止する場合は、日程を延期し、当日の午前7時30分までにパブリックコネクトサイトからメッセージで通知します。
- (2) 受験を辞退する場合は、必ず直前の開庁日までに問い合わせ先にご連絡ください。ご連絡なく辞退された場合は、今後実施する本市の採用試験を受験できない場合があります。



■問い合わせ先■

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
 瀬戸市総務部人事課人材育成係（市役所南庁舎4階）
 電 話：（0561）88-2510（直通）
 F A X：（0561）88-2513
 メール：jinja@city.seto.lg.jp



別紙 こども性暴力防止法に基づく採用条件(保育職受験者が対象)

- 本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当市の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は以下の参照条文をご参照ください。

<参照条文>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）
（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの